

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 17 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び同法第204条の規定により、知事、副知事、<u>出納長</u>、県議会の議員、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 前項の旅費又は費用弁償の額は、別表第 2 左欄に規定する職員について、それぞれ同表右欄に定める額とする。ただし、知事、副知事、<u>出納長</u>、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料については別表第 3 に定めるところによる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 知事、副知事、<u>出納長</u>及び常勤の監査委員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等が、退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで当該職員以外の地方公務員等を退</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び同法第204条の規定により、知事、副知事、県議会の議員、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 前項の旅費又は費用弁償の額は、別表第 2 左欄に規定する職員について、それぞれ同表右欄に定める額とする。ただし、知事、副知事、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料については別表第 3 に定めるところによる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 知事、副知事及び常勤の監査委員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等が、退職手当条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで当該職員以外の地方公務員等を退職し、か</p>

職し、かつ、引き続き副知事、出納長及び常勤の監査委員となった場合を除く。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 出納長 100分の30

(4) [略]

3～5 [略]

附 則

1～4 [略]

5 知事、副知事、出納長、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額」として、同表の規定を適用する。

6～21 [略]

つ、引き続き副知事及び常勤の監査委員となった場合を除く。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

3～5 [略]

附 則

1～4 [略]

5 知事、副知事、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額」として、同表の規定を適用する。

6～21 [略]

22 知事及び副知事の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額992,000円、副知事にあつては月額816,000円とする。

23 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料又は報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に100分の5を乗じて

得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

別表第1（第3条関係）

名 称		給料又は報酬
[略]		
副知事		[略]
出納長		月額 810,000円
県議会の議員	[略]	[略]
[略]		
収用委員会の委員	会長	月額 72,000円
	その他の委員	月額 63,000円
[略]		

別表第2（第7条関係）

知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。ただし、知事、副知事及び県議会の議員が外国を旅行する場合にあっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）別表第2に掲げる指定職の職務にある者と同一の額
副知事	
出納長	
県議会の議員	
教育委員会の委員	
選挙管理委員	
監査委員	
人事委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員	
収用委員会の委員	
上記以外の特別職の職員	行政職給料表7級以下の級で知事の定める級の職務にある職員と同一の額

別表第1（第3条関係）

名 称		給料又は報酬
[略]		
副知事		[略]
出納長		月額 810,000円
県議会の議員	[略]	[略]
[略]		
収用委員会の委員	会長	月額 72,000円
	その他の委員	月額 63,000円
[略]		

別表第2（第7条関係）

知事	行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額。ただし、知事、副知事、 <u>出納長</u> 及び県議会の議員が外国を旅行する場合にあっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）別表第2に掲げる指定職の職務にある者と同一の額
副知事	
<u>出納長</u>	
県議会の議員	
教育委員会の委員	
選挙管理委員	
監査委員	
人事委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員	
上記以外の特別職の職員	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 収用委員会の委員の平成20年4月から平成21年3月までの間に支給されるべき報酬は、この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項及び附則第23項の規定にかかわらず、会長にあっては月額123,975円、その他の委員にあっては月額111,150円とする。
- 3 改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。